

地震に対する非常措置についてのお知らせ

京都市域のいずれかの行政区において、震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

1 登校前に発生した場合

- (1) 下校後、午前0時までに発生した場合は、翌日を臨時休業とします。
 - (2) 午前0時以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とします。
 - (3) 土日などの休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページやすぐーる等で、授業等を実施する旨をご連絡いたします。
- ❖ 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡（学校ホームページやすぐーる等）します。

2 在校中に発生した場合

ただちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。その後、安全が確認できれば、保護者への「引き渡し帰宅」とします。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

※お子たちにも上記についてご指導いただきますようお願いいたします。